

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 薛軼群

本論文「電信利権交渉から見る近代中国の国際通信（1900-1937）技術、通信特許権と国際関係」は、近代中国の電信事業の展開について、中国と日米欧諸国および企業との交渉過程を分析することによって、中国が通信ネットワークの一員として主体的にとり組んだこと、またそこでは中国の利権回収という側面だけではなく、中国を含む諸国、諸アクターとの協調や複雑な競合関係があったことを描き出した。そして、電信技術が有線から無線へと技術的に転換することが、この関係の再編を促し、そこで中国が自らの主体性を発揮することができた、ということも本論文が成功裏に描き出した重要な点である。

本論文の問題関心は、19世紀末からの軍事、政治外交の面での重要性が高まった電信について、東アジアではデンマーク系の大北電信会社、イギリス系の大東電信会社に国際電信が独占されていた状態にあったことを踏まえ、まずはそうした国際電信と、19世紀末から建設が整備された中国国内の電信との関係がいかなるものであるのか、またそれがいかに変容していったのかということ、交渉過程や技術革新を通じて解明し、そして、これらの電信に関わる政策が、中国内部でいかに形成されていったのかということ考察することにある。

本論文の着眼点は、電信事業をめぐるしばしばおこなわれる「交渉」にある。つまり、20世紀初頭から日中戦争に至るまでの時期におこなわれた中国と諸外国、企業との交渉を分析して、当時国権回収運動を進めつつあった中国が、欧米日諸国や外国企業とどのように交渉をおこなったのかということ解明することを企図したのである。史料としては、中国、日本の文書史料、公刊資料などはもとより、デンマークの大北電信の史料も用いている点が特筆すべき点であろう。

興味深いのは、本論文が必ずしもナショナリズムに基づいた、中国の国権回収史、つまり中国がどれだけ失った主権や利権を取り戻したのか、ということを追求するというわけではなく、複雑な利権交渉を読み解きながら、電信をめぐる秩序が「侵略と抵抗」という論理だけで解明できるわけではないことを示唆している点である。また、本論文は技術革新、とりわけ有線から無線への技術革新に注目し、その変化が有線の時代の既得権益者、すなわち大北や大東で

はなく、中国自身が主体性を発揮して交渉に臨む契機となったと指摘する点にある。これらの指摘は、中国の国権回収の成果に注目しがちな中国語圏の先行研究に対する強いアンチテーゼでもあり、また同時に技術史的な観点が必ずしも十分ではない欧米、日本はじめ世界の先行研究に対しても大きな貢献となっている。

本論文は、序章、本論 6 章、終章からなり、巻末に参考文献一覧を付す。本文は A4 判で全 163 頁（目次を除く）あり、字数は約 18 万字（原稿用紙 400 字詰め換算して 450 枚）の分量になる。各章の概要は以下の通りである。

序章では、本論文の問題意識と意義、先行研究の整理と課題設定、用いられる史料が述べられ、さらには時代的な背景説明がなされる。

第 1 章「1870-1900 年代の中国における国際通信概況」では、東アジアが国際的な電信ネットワークに、デンマーク系の大北、イギリス系の大東という電信会社により連結していく経緯を、清による国際通信特許権付与という観点から説明する。両者は、海底線の敷設、陸揚権の運用、国際通信独占権を得たが、他方で清は国内通信網の建設に集中することができた。また、日清戦争に際しては、日本による海底電線の陸揚げを阻止するために、大北・大東両者と協議して 1930 年代に至る国際通信独占権を与えつつも、日本の侵略を一時的に阻止したが、それも義和団戦争で破綻した。

第 2 章「清末における露清、日清電信協約の成立について——日露戦争後日清、露清交渉を中心に」では、日露戦争後の東三省の電信事業をめぐる日清、露清の交渉過程を追い、清が電信事業国有化政策により行政面での管理を強化し、他方で東清鉄道や満鉄付属地外の電信線の撤廃、芝罘—旅順間海底電線の敷設などについて協議を重ねた結果、清露間では協約締結に至ったのに対し、日清間は芝罘—旅順間海底線の運用や鉄道沿線の開港場にある日本電信局の処遇をめぐる、交渉が難航したが、最終的にはイギリスの斡旋もあって電信協約を締結したことなどを示す。この交渉で、清は日本への優遇措置を認め、日本との協力の下に日清韓直接通信を試みようとしたが、実現にはいたらなかった。

第 3 章「北京政府の電信借款-中山龍次からみた『日中提携論』」では、交通部電政顧問であった中山龍次に注目し、招聘の経緯や、その中国での活動をあと付け、日本から北京政府への電信電話借款に関する諸調整などから、こうした顧問が電信事業をめぐる日中関係で果たした役割を考察し、中山が日中間の媒介となりながらも、その日中提携論が中国の通信政策によって実現には至らなかったことを描き出す。

第4章「通信技術の変容——有線通信から無線電信への転換」では、新たな技術として台頭した無線電信をめぐる多様なアクターのせめぎ合いが論じられる。大北、大東という既得権益者にとって無線という新技術は脅威であるが、中国はこれを機会に自らで電信敷設をおこなおうとするものの、国内各部局の足並みが揃わず、他方で独、米などが新規参入を求め、この国内外の諸アクターが相互に関連しながらせめぎ合い、1910年代から20年代の中国では大無線局の建設をめぐるこの「勝者なき」紛争が生じたことを実証的に解明する。

第5章「南京政府の対外無線交渉（1927-1937）——米中、日中無線協定を中心に」では、南京国民政府が成立してから、中国が新技術である短波無線を用いるべく、関係国と無線協定を締結し、大北・大東の独占権に挑戦する経緯が考察される。ここでは国民政府内部の対立を孕み、また北京政府時期の課題を継承している側面があったが、最終的にアメリカのRCA社が国民政府との協定締結に成功した。だが、同社が満洲事変後、満洲での経営を維持したために国民政府と対立が生じた。このように日米中関係の変容に応じて、無線権益をめぐる状況も変化したとしている。

第6章「海底線通信協定の改定をめぐる攻防——対大北電信会社の交渉を中心に」では、1930年末に満期となった各通信協定の改定にむけ、国民政府交通部が財政部の仲介を通じて、大北、大東、商業太平洋ケーブル社と非公式協議を重ね、非公式協議での合意事項に基づいて改定に成功したことが説明される。ここで国民政府は国際通信独占権と陸揚権の解消に成功したものの、電信の送受権と電信収入の配分については交渉が難航した。

終章では、これら六章の考察を経た結論が述べられる。第一に、19世紀以来の海底有線電線時代に、大北、大東などの企業はその技術力を以て国際電信特許権を獲得して、独占的に電線を敷設し、国際電信事業の担い手となったが、長波・短波の無線技術が台頭することによって、特許権の意味は薄れていったこと、またそれが中国をとりまく国際電信の環境を大きく変えたことが指摘される。第二に、電信権益をめぐる多国間関係については、中国は一面で主体的に振る舞おうとするものの、財政面、技術面で不足があるため、単に列強や外国企業と敵対的な姿勢を採るのではなく、多様なアクターとの関係を利用しつつ、競合しつつも競存する姿勢を保った面があることを指摘する。第三に、中国の政策決定過程の面について、電信交渉という専門性を要する現場では、政府首脳のみならず、専門性をもつ職業官僚や外国人顧問などがその人脈などに基づいて一定の影響力を及ぼしていたことを、事例研究を通じて明らかにする。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員会は中国近代

史研究、東アジア国際関係史研究、日中関係史研究、あるいは近代のグローバルヒストリーに新たな局面を切り開く、きわめて水準の高い画期的な著作としての意見の一致を見た。とくに、論文の長所として指摘されたのは以下の3点である。

第一に、先行研究で別々に論じられてきた有線から無線へという技術革新と、中国における電信交渉などをめぐる情勢の変化を明確に結びつけて、実証的に論じたことである。すなわち、有線から無線への転換が、有線における国際特許権の意味を薄め、そのことが中国の交渉を有利に進める契機となったことを指摘した点は重要である。

第二に、中国の電信をめぐる交渉の場が、諸外国と諸企業、そして中国内部の多様なアクターにより構成され、その中での複雑なやりとりの中で、妥協点が見出されていたことを解明したことである。また、そこでの中国の姿勢も国権回収といった一方通行ではなく、列強や外国企業との競存など、複雑な様相を呈していた事実を解明したことも特筆される。

第三に、通信権をもとにして列強と中国政府の関係を通時的に詳細な実証をともなつてトレースした本論文は、往々にして「客体」として描かれがちな中国をアクターとして位置づけることに成功している点である。

だが、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員会では、たとえば技術革新に注目するならば、単に有線から無線へということだけでなく、電信敷設の方法などより詳細な事実を踏まえるべきであるとの指摘がなされた。またとりあげられるテクノクラートについてより掘り下げた分析が可能であったのではないかとの疑問も提起された。そして国権回収とはいっても、その国権は当初から中国に意識されていたとは言いがたく、次第に意識されたものであることにも注目すべきだとの指摘もあった。だが、これらは今後の課題と言うべきで、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

総括するに、本論文は中国近代史研究、日中関係史研究、東アジア国際関係史研究、グローバルヒストリーなどの多様な領域に対して大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定した。